

1. 立地適正化計画について

1.1 背景と目的

いの町では、今後の人口減少や高齢化の進行に対応すべく、平成 25 年 4 月「いの町都市計画マスタープラン」（都市計画法 18 条の 2）を改定し、「徒歩や自転車での移動を中心とした生活圏の中で日常的なサービスを受けることのできる、集約型の都市構造の形成」に向けた都市づくりを進めています。

こうした中、都市再生特別措置法の改正（平成 26 年 8 月）において立地適正化計画が位置づけられ、コンパクトな都市機能や居住の集積、交通と土地利用の連携等のまちづくりの方針が示されるとともに、令和 2 年都市再生特別措置法改正により、立地適正化計画に防災指針を定め計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことが求められることとなりました。

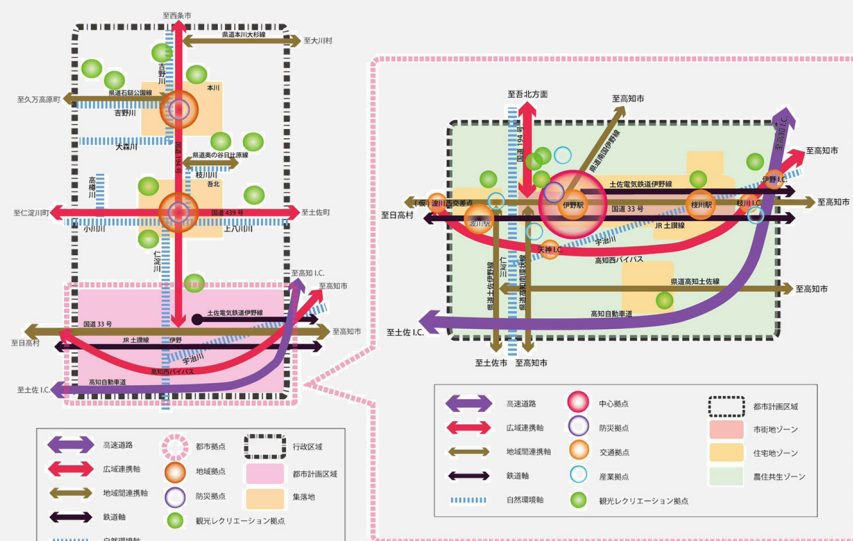
また、いの町では、まちづくりの上位計画である「いの町第 2 次振興計画（基本構想）（平成 26 年 12 月）」をはじめ、「いの町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）」「第 2 期いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年 3 月）」などが策定されたほか、都市計画の上位計画である「高知広域都市計画区域マスタープラン（平成 30 年 3 月）」（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）においても、いの町中心部が多極ネットワーク型都市構造の「地域拠点」と位置づけられました。

このため、これからのいの町の都市づくりは、集約型都市構造のさらなる推進が必要となっており、「いの町都市計画マスタープラン（平成 25 年 4 月）」などの上位計画で位置づけた将来都市像の具現化に向け、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の適正な立地と誘導、また、公共交通等の様々な施策との連携を含めた包括的なマスタープランとして、「いの町立地適正化計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

■ 「いの町都市計画マスタープラン」（平成 25 年 4 月）

○ 目指すべきまちの将来像：～豊かな緑と清流に抱かれた心のふるさと“いの”～

○ 都市構造：徒歩や自転車での移動を中心とした生活圏の中で日常的なサービスを受けることのできる集約型の都市構造の形成



○ 「目指すべきまちの将来像」の実現に向け、「いの町立地適正化計画」を策定

1.2 立地適正化計画とは

平成 26 年 8 月に「立地適正化計画」が制度化されました。これは、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進しようとしているものです。

立地適正化計画は、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直していく計画です。

具体的には、適切に市街化を促進するため「用途地域」のなかに、「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」といった二つの区域等を設定し、まとまりあるまちの姿の実現を目指します。

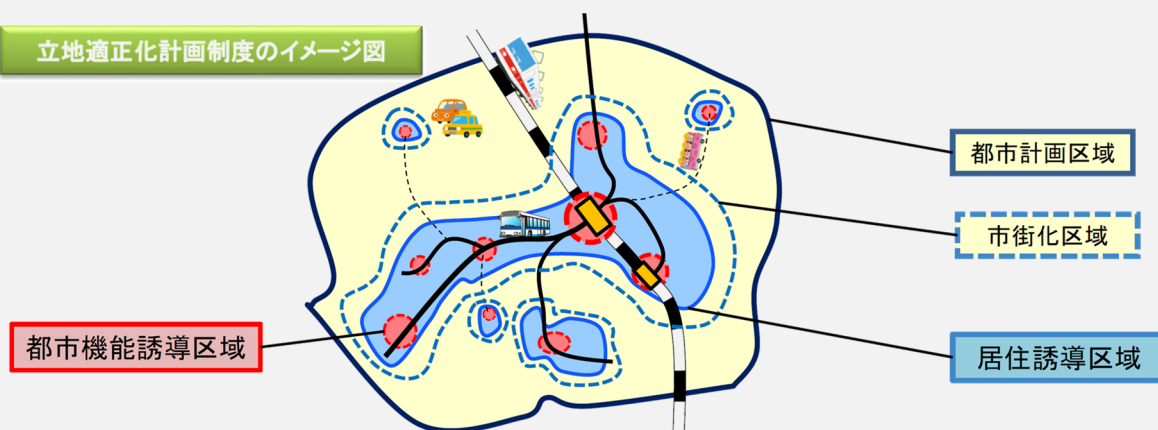
■立地適正化計画制度の概要

○記載する事項（都市再生特別措置法第 81 条の 2）

- ・ 計画の区域
- ・ 立地の適正化に関する基本的な方針
- ・ 居住誘導区域（都市の居住者の居住を誘導すべき区域）
- ・ 都市機能誘導区域（都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域）
- ・ 誘導施設（都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設）
- ・ 市町村が講ずべき施策、事業等
- ・ 防災指針（都市の防災に関する機能の確保に関する指針）

○誘導策（財政上、金融上、税制上の支援施策、誘導区域外に立地する場合の事前届出等）

立地適正化計画制度のイメージ図



出典：「立地適正化計画作成の手引き」（令和 4 年 4 月改定 国土交通省）

1.3 立地適正化計画の概要

1.3.1 計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市計画に関する基本的な方針の一部とみなされることとなり（都市再生特別措置法第 82 条）、「いの町都市計画マスタープラン（H25.4）」の目指す集約型都市構造の実現を図るための計画となります。

また、いの町の総合計画である「いの町第 2 次振興計画（基本構想）（H26.12）」や「高知広域都市計画区域マスタープラン（H30.3）」などの上位計画を踏まえ、医療・福祉、商業、防災や交通などの各種計画と調整・整合を図ります。

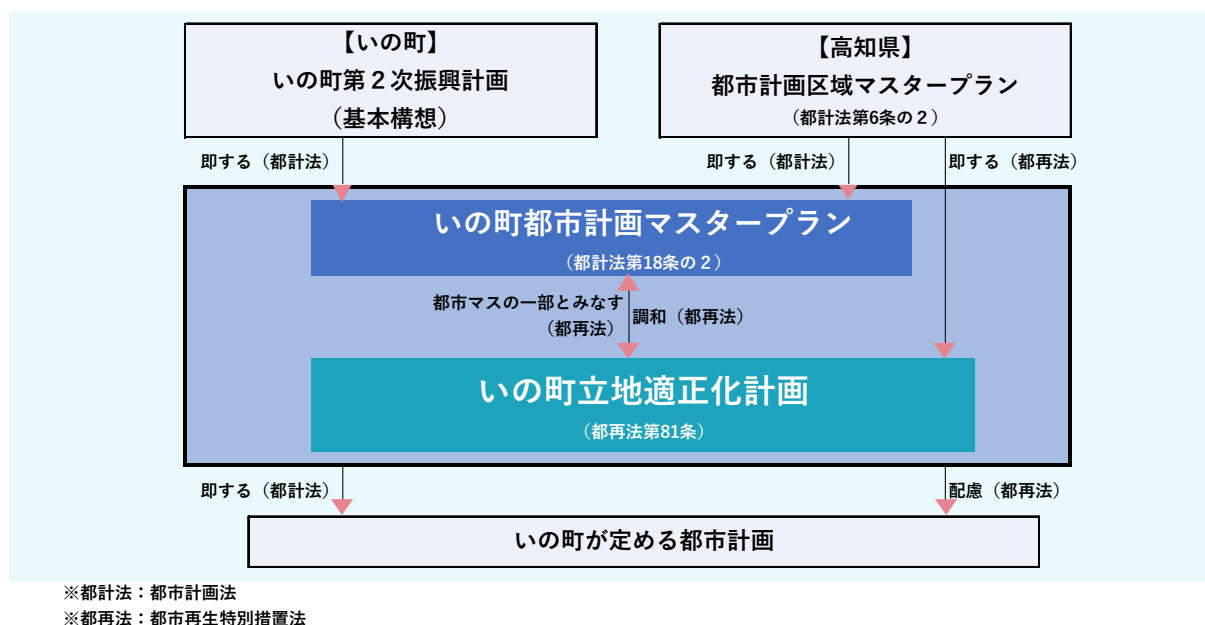


図 1-1 計画の位置づけ

1.3.2 計画の区域

いの町全体を視野に入れて各地域の位置づけを明らかにした上で、都市計画区域全体（おもに高知広域都市計画区域におけるいの町）を立地適正化計画の区域とします。

1.3.3 目標年次

本計画は、目標年次を概ね 20 年後の令和 22 年（2040 年）頃として策定します。

1.4 SDGs の推進による持続可能な都市づくり

■SDGs（持続可能な開発目標）との関わり

○SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGs は、すべての国を対象に地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す世界共通の目標として、17 のゴールと 169 のターゲット（達成基準）から構成され、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組を示しています。

○いの町立地適正化計画では、国際連合が掲げている持続可能な開発目標である SDGs の 17 の目標のうち、3 番・8 番・9 番・11 番の目標達成を推進します。

3 すべての人に
健康と福祉を



3.すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

8 働きがいも
経済成長も



8.働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



9.産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る

11 住み続けられる
まちづくりを



11.住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする